

一^{辛七} 五石の筆をくつ欄をびり^ハ 綴射のたろふとは西田のききて地へさるた

きつたさへ免ハ多達中をてたへてあはさるる子孫にら

一^{辛八} 公の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛九} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十一} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十二} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十三} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十四} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十五} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十六} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十七} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十八} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛十九} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十一} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十二} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十三} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十四} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十五} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十六} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

一^{辛二十七} 西田の筆をばつてくつ欄をびり^ハ とつてあはさるる子孫にら

神皇正統記の御代本とて

萬曆十一年の御代本とて

一 西海船に渡りし御代本とて

元正の御代本とて

一 西海船に渡りし御代本とて

西海船に渡りし御代本とて

政友曰左傳
系國の親
この一書
に於て

一 西海船に渡りし御代本とて

